

令和6年度 第5回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日 時	令和6年8月7日（水）9時00分～10時57分
開催場所	横浜市役所18階 みなと6・7会議室
出席委員	奥委員（会長）、菊本委員（副会長）、稲垣委員、上野委員、片谷委員、田中稲子委員、田中修三委員、藤井委員、藤倉委員、水嶋委員、宮澤委員、横田委員
欠席委員	酒井委員、田中伸治委員、中西委員
開催形態	公開（傍聴者 8人）
議 題	1 川崎事業所（扇町地区）火力発電設備リプレース計画（仮）計画段階環境配慮書について 2 旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジ整備事業 計画段階配慮書について
決定事項	令和6年度第4回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
<p>議事</p> <p>1 令和6年度第4回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。</p> <p>2 議題</p> <p>（1）川崎事業所（扇町地区）火力発電設備リプレース計画（仮）計画段階環境配慮書について</p> <p>ア 計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地からの意見（案）について事務局が説明した。</p> <p>イ 質疑</p> <p>【奥会長】 ありがとうございます。ただいまの説明について、御意見や御質問がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。前回いただいた御意見は適切に反映されておりますでしょうか。大丈夫そうですか。</p> <p>片谷委員、お願いいたします。</p> <p>【片谷委員】 私の発言に関しましては反映されておりますので、特に追加の意見等はありません。</p> <p>【奥会長】 はい、ありがとうございます。私が申し上げた点も「1 全般的事項」の(1)から(3)に、計画全体の状況がよく分かるように御説明いただきたいということで、方法書以降に盛り込んでいただくという要望をしっかりと書いていただいておりますので、これで私もよろしいかと思っております。</p> <p>他の委員はいかがでしょう。水嶋委員、お願いいたします。</p> <p>【水嶋委員】 前回の会議を欠席しまして失礼いたしました。大気環境のところ、窒素酸化物のことは触れているのですが、硫黄酸化物（SO_x）や粒子状物質（PM）の懸念は、現地視察した際には、そんなにたいしたことはないというお話だったのですが、その辺についてはどうでしょうか。触れた方が良いのかどうか、どういう議論があったのかは承知しておりませんが、御確認いただければと思います。</p> <p>【奥会長】 この点はいかがでしょう。もし、片谷委員からもコメントがございましたら、お願いできればと思います。</p> <p>【片谷委員】 現状は石油コークスを使っておりますけれども、この事業の稼動後に</p>	

なりますと、そもそもSOxの発生源になるようなものがなくなるという理解ですので、ここではその問題は考慮しなくて良いという認識であります。

【奥会長】 (燃料が) 都市ガスと水素ですので、SOxは出ないという認識ですね。はい、水島委員どうぞ。

【水嶋委員】 SOxについては了解しました。あとは粒子状物質ですね。PM10あるいはPM2.5等は考慮しなくても大丈夫でしょうか。

【奥会長】 では、片谷委員お願いいたします。

【片谷委員】 基本が都市ガスと水素ですので、新たに粒子状物質が生成するという状況は、非常に確率的に小さいと見ております。今回は、この条件で事業が行われる限りにおいては問題ないと私は認識しております。

異なる御意見をお持ちの方がいらっしゃれば、御発言いただきたいと思っております。

【奥会長】 ありがとうございます。御専門の片谷委員に今コメントいただきましたが、いかがですか、水島委員。

【水嶋委員】 承知いたしました。ありがとうございます。

【奥会長】 他はいかがでしょう。藤井委員もよろしいですか。裸地の点で御意見いただいたところは反映されておりますか。

【藤井委員】 内容については問題ないと思っております。大丈夫です。ありがとうございます。

【奥会長】 ありがとうございます。他の委員もよろしいでしょうか。では、特に御質問や御意見の追加がないようでしたら、本件に関する審議はこれで終了とさせていただきます。

本件は配慮書手続の段階ですので、審査会からの答申という形をとりませんが、事務局は審査会の意見を十分踏まえた上で配慮書に対する市長意見の確定をお願いいたします。

【事務局】 承知しました。

【奥会長】 では、次の審議に入る前に事務局の担当者が変わるということで、少しお待ちください。

(2) 旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジ整備事業計画段階配慮書について

ア 意見聴取の依頼

イ 計画段階配慮書に係る手続について事務局が説明した。

質疑 特になし

ウ 計画段階配慮書について事業者が説明した。

エ 質疑

【奥会長】 御説明どうもありがとうございました。それではただいまの説明内容について、委員の方から御意見、御質問がありましたらお願いしたいと思っておりますが、最初に、本日御欠席の田中伸治委員から御意見をいただいているということですので、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 本日、御欠席の田中伸治委員より、あらかじめ御意見をいただいておりますので、事務局から代読をさせていただきます。

東名高速道路では休日午前を中心に下り方向の渋滞が大和トンネル付近を先頭に発生し、横浜町田インターチェンジを越えて保土ヶ谷バイパ

スにも波及することがあります。新しいインターチェンジができることで、この渋滞を避けて東名高速に入ろうとする車、特に南東方面からの車が、本事業地周辺に流入することが考えられます。

また、既存の横浜町田インターチェンジと近接して新しいインターチェンジができることにより、交通流が錯綜して混雑が悪化し、既存の道路利用者への影響が生じる可能性があります。

交通量予測を行う際は、このような状況も加味して予測評価を行っていただくことが必要と考えます。

以上でございます。

【奥会長】 ありがとうございます。それでは、今の田中伸治委員の御意見に対して事業者の方、今の時点で御回答いただければお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【事業者】 今の田中伸治委員の御意見、そういったこともしっかりと踏まえながら、今後方法書等々の段階において交通量の検討等を進めてまいりたいと考えています。

【奥会長】 分かりました。では、そのようにお願いいたします。

他の委員の皆様から御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。片谷委員、お願いいたします。

【片谷委員】 今の田中伸治委員の御意見の関連なのですが、現地視察をさせていただいたときにも申し上げたのですが、東名高速道路では今、田中伸治委員の御意見は下り線が主だったのですが、上り線に綾瀬のスマートインターチェンジができた後に、渋滞のピークがスマートインターチェンジの辺りにできたというようなことで、最近のニュースを見ますと、付加車線を追加的に作るみたいなのが書かれていたりします。

これは綾瀬のスマートインターチェンジを作った後に、そういう話が後から出てきたということだと理解しているのですが、これは非常に効率が悪いことなので、今回の計画で東名高速道路の本線の交通流にどの程度の影響があり得るのかというのは、やはりこれは本線の話ですから、事業者は別なのだろうとは思いますが、本線の交通への影響というのも、どういう形で配慮していただけるのかというのを少しお尋ねしておきたいという意味で、発言させていただきました。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。水嶋委員も関連ですか。

【水嶋委員】 別の、土壌汚染についての確認です。

【奥会長】 分かりました。少しお待ちください。

それでは事業者の方、今の点ですね。東名高速道路への影響についてどのように配慮していくのか、若しくは調整をしていくのかということですが、御回答をお願いします。

【事業者】 回答させていただきます。東名高速道路本線の影響というところですが、前提としては、今後、しっかり交通量等の推計等を踏まえて検討させていただくというのがまずはお答えになるのですが、一方で東名高速道路本線、現在も混雑をしているという中で、どのような影響が出るのか、出ないのかということも含めて現在、国土交通省ですとか、高速道路管理者でございますNEXCO中日本、そういった方々と実際に協議、調整をしているところでございます。そして私ども

としても綾瀬スマートインターチェンジの事例をお示しいただいたとおり、付加車線も一緒にできているという事例も把握してございますので、そういったところも、しっかりと頭の中に入れながら引き続き協議、調整を進めてまいりたいと考えています。

【奥会長】 片谷委員、いかがでしょうか。

【片谷委員】 現時点では今の御回答より具体的なものが出てくるのは難しいと思いますので、今日の時点では今の回答で結構です。

【奥会長】 はい、分かりました。

では、水嶋委員お願いします。その後、藤倉委員でお願いします。

【水嶋委員】 土壌汚染について御報告があったのですが、防衛省が実施した調査でどのような土壌汚染が見つかったのでしょうか。あるいは、どういう物質が問題なのか、その辺について教えてください。

【奥会長】 はい、お願いします。資料は出ますか。

【事業者】 (土壌汚染の状況については、) 配慮書の 2-119 ページに記載しているのですが、(配慮書の 2-121 ページの図 2-40 の) 下に凡例がございますが、茶色、水色、緑色、主に鉛系、(凡例の) 右側に行きまして赤のひ素、薄い紫のふっ素、こちらが確認されております。

【奥会長】 はい、水嶋委員。

【水嶋委員】 ありがとうございます。特にひ素とかは非常に人体にも有害性がございますが、これはそのまま良いということなのでしょうか。あるいはそれを除去するような手だてというのが必要になるのでしょうか。その辺も教えてください。

【奥会長】 事業者の方、お願いします。

【事業者】 (土壌汚染が) 出ているのがこちら (配慮書の 2-121 ページの図 2-40) のうち、左側 (計画区域の西側) のふっ素とか、鉛、こちらの辺りが確認されておりますが、現在 (旧上瀬谷通信施設地区) 土地区画整理事業において、令和 5 年度に汚染土壌の除去に着手しております。また、令和 6 年度以降においても除去の対策を行っていくと聞いております。

【奥会長】 水嶋委員、よろしいでしょうか。(旧上瀬谷通信施設地区) 土地区画整理事業の方で、こちらは全部対応しているということですが。

【水嶋委員】 はい、承知しました。ありがとうございます。

【奥会長】 ありがとうございます。では、藤倉委員、藤井委員、宮澤委員、田中修三委員の順番でお願いします。藤倉委員、どうぞ。

【藤倉委員】 大きく 2 点なのですが、資料 5 (【事業者資料】旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジ整備事業に係る計画段階配慮書の概要) の 3 ページ、スライドだと 5 ページの事業目的・必要性のところなのですが、そもそもの目的というか必要性が、広域防災拠点の機能、広域防災拠点なのですが、このスライドでは「整備を予定している広域防災拠点」となっています。現地視察のときにもそのように伺いました。これについて、計画段階配慮書の本編の方の PDF で 22 ページ (配慮書 1-10 ページの) 1.2.1 を見ますと「広域防災拠点の整備が検討されており」となっているのです。4 段落目では「整備が検討」になっていて、要するに広域防災拠点というのはどの程度の熟度になっているのかが、御説明によって少し異なるように感じていま

す。どういう手続きで、いつこれが決定をするのか、決定をしたのか、していないのか、そこをまず改めてお伺いをしたい。これが一つ目です。

次に二つ目は、スライド 40 ページ、(審査会資料の) 20 ページになります。廃棄物等の発生抑制のところですか。ここでは安易に、「また、建設発生土は事業内再利用やその他の公共事業等での再利用に努める」と極めて簡単に書いてあり、計画段階配慮書でも同様に文章だけで書いてあるのですが、案①、案②と案③を比べると、案③の建設発生土の排出量はとても大きいはずなのです。これは全体に言えるのですけれども、計画段階配慮書の第 3 章の配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容において、3つの案を検討しているところで、(選定の欄に) 全部○がついていて、環境保全上の優劣といいますか、どの案の影響が大きくてどの案の影響が少ないという○×が全くなくて、全部○になっているのです。

やはり計画段階配慮書で複数案を考えるときには、もう少し具体的に環境保全の面から見た複数案の比較検討ができる材料というのを出すべきではないかと思えます。

特にこの建設発生土の量は、おおよそどのぐらいになるかは、案①、案②、案③で数字を本来は出していただくべきだと思います。ですから、例えば案③というのは農地の保全や生物の保全にとってはおそらく良いだろうと思いますが、逆に建設発生土の排出量は膨大になると、こういう情報があって初めて計画段階配慮ではないかと私は思っております。

お願いとしては、もし意見を出すのにまだ時間的余裕があるのであれば、建設発生土のおよその排出量を案①、案②、案③についてそれぞれ示していただきたいということです。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。2点ですけれども、いずれも非常に重要な御指摘です。事業者の方、お答えをお願いいたします。

【事業者】 お答えいたします。まず1点目の広域防災拠点がどのようにして決まってくるのか、あるいは検討状況はどうなっているかという御質問だったかと思えます。現在その広域防災拠点を含め、横浜市で新たな防災戦略というものをごまきに検討を進めているところでございます。その新たな防災戦略の中で、この広域防災拠点というものについても位置付けられていく予定でございまして、その新たな防災戦略につきまして、今年度、検討を進めている段階というところで、その中で決まってくるものというふうに承知をしております。それがいつかというところは、私どももそこまでは今、情報は分かっていないのですが、近々に決めていくというふうに聞いてございます。

それから御質問2点目でございますが、複数案を出していく中でそういった優劣をしっかりと示していただきたい、特に建設発生土については数字までというような御質問だったかと思えますが、委員のおっしゃるところもあるかと存じます。建設発生土の数量については、しっかりと数字として出せるかどうかというのはありますけれども、ある程度出せるように少し検討させていただければと思います。

以上でございます。

- 【奥会長】 藤倉委員、いかがでしょうか。
- 【藤倉委員】 はい、承知しました。最初の広域防災拠点については、もう少し記述は正確にさせていただいた方が良いのではないかと思います。以上です。
- 【奥会長】 ありがとうございます。
御指摘いただいた点、いずれも重要ですが、広域防災拠点に、
（（仮称）旧上瀬谷通信施設）公園整備事業の方で整備をしようとしている場所が、そのように位置づけられるのか否かによって、本事業のそもそもの必要性自体が左右されるということにもなるわけですから、ここははっきりと明確に、正確なところを書いていただきたいと思います。
- それと（（仮称）旧上瀬谷通信施設）公園整備事業もこの審査会においてアセスの手続きを踏んでいた段階では、広域防災拠点の話は出てきていません。防災拠点ということでは、そういう機能を持たせるということは当初から話としてありましたけれども、広域防災拠点というふうになった場合には、その防災機能として整備される整備内容ですとか、機能ですとかがもしかしたら変わってくるということもあるのかもしれませんが。その辺はまた場合によっては、（（仮称）旧上瀬谷通信施設）公園整備事業のアセス手続きの、いわゆる再アセスとかそういったこともあり得るかもしれません。この点については、事務局としてはどのようにお考えなのか整理をさせていただいてお答えいただければと思います。
- 【事務局】 （（仮称）旧上瀬谷通信施設）公園整備事業における広域防災拠点の関係につきましては、事務局の方で確認いたしまして、改めてまた御説明させていただければと思います。
- 【奥会長】 別事業ではありますけれども、（（仮称）旧上瀬谷通信施設）公園整備事業の方で広域防災拠点を整備するという前提の上での本事業の必要性ということに繋がってきています。関連性がありますので、ぜひ（（仮称）旧上瀬谷通信施設）公園整備事業の事業者ともしっかり連携を取っていただいて、その進捗状況であるとか、その拠点整備の内容に変更があるのかどうかといったようなところについての情報提供は、この審査会においても行っていただくということをお願いいたします。私の方から意見を申し上げました。
- では、藤井委員お願いします。
- 【藤井委員】 質問ではなくお願いごと2点なのですけれども、1点目がまず環状4号線より西側、農業振興地区ということになっているのですけれども、現地（視察）でもお話をさせていただいたのですけれども、（農業振興地区）やはり動物にとってもかなり重要なエリアになると思います。単純に人間の生活に関わるものだけではなくて、動物にとってもその農地、農耕地というのはすごく重要なエリアになってくると思います。そこを少なくとも案①、案②の場合だと、物理的に分断してしまうこととなります。動物の移動、哺乳類の移動がまずできなくなりますし、地上性の鳥類の移動もこれがあることでできなくなるでしょう。飛翔性、飛べる鳥にしても、ここを飛んで渡らなければいけないということで、それなりの影響が出ると思います。この影響を大きいとするか小さいとするかは別問題だとは思いますが、事業全体で大きなダメージ、圧を受けているところにさらにここに入ってくる改変というのは決して小さ

いものではないと思いますので、他の点から案①、案②、案③、どれが一番影響が少ないかという話は分からないのですが、動物の観点からであれば、案③が多分一番影響が少ないと思いますので、ぜひその点は御検討いただければと思います。

もう1点が、環状4号線より右、東側から入らなければいけないことでかなり迂回するルートが取られているのですが、このままこれが進められると、おそらくその迂回するルートのところが、インターチェンジに入る前の大型車両の待機場みたになってしまうことが予想されるわけですね。駐停車禁止であるとか、何かしらそういう規制をしないとここに大型車両がかなり溜まっていくのではないかと、常に停車した状態ができるのではないかと、懸念していて、そうすると周りの自然環境からここに入ってくる動物たちにも当然影響が出ると思いますし、ここで、ここを利用する人にとっても影響が出てくると思いますので、その点はぜひ御留意いただいて、何かしら対策をする御検討をお願いできればと思います。以上、2点になります。

【奥会長】 では事業者の方、今の2点に対してお答えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【事業者】 御意見ありがとうございます。今、藤井委員がおっしゃられた意見も踏まえながら、今後交通量の検討等も踏まえながら、また動物への影響も踏まえながら検討を進めてまいりたいというふうに考えています。

また、特に2点目について、大型車の待機場になるのではないかと、いうところですが、これはどういったルートを設定しても、やはり周りでそういったことが出てしまうということが想定されるということもございますので、そこはしっかりと、私どもだけではなく他の関係者とも情報共有しながら対策を検討してまいりたいというふうに考えています。以上でございます。

【奥会長】 藤井委員、いかがですか。

【藤井委員】 ありがとうございます。よろしくお願いします。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。では、宮澤委員どうぞ。

【宮澤委員】 教えていただきたいのですが、防災の拠点との連携を考えてのインターチェンジだということですが、そうしますと、今回のこの計画の交通の流れは、堀谷戸川と並行して流れている相沢川を暗渠にした部分は今後道路になって、これを通して広域防災拠点に接続する、こういう流れになるわけですか。教えてください。

【奥会長】 御回答をお願いします。

【事業者】 広域防災拠点へのルートとしましては、このインターチェンジを通りまして環状4号線を立体交差で越えまして、その後、地上に出ます。そして区画3号線、それから上川井瀬谷1号線、この二つの道路を通して広域防災拠点へというルートになっています。

【宮澤委員】 そうですね。それで相沢川の暗渠部分をずっと上川井瀬谷1号線を通ってきて、防災拠点にたどり着くと。その下の南下しているところに相沢川の暗渠部分が伸びているわけですが、ちょうど公園・防災地区を横断する、縦断するように、このところが、配慮書1-5 ページの図1-2によりますと、あたかもその上川井瀬谷1号線がその延長のようにして公園部分を縦断して南下しているように見えますが、ここも道路にな

るのでしょうか。分かる範囲で教えてください。

【奥会長】 はい、いかがでしょう。

【事業者】 相沢川につきましては、(旧上瀬谷通信施設地区土地) 区画整理事業で行うものでございますが、今ポインターでお示しをしている(スライド5ページの「広域防災拠点」の表記付近)ように途中から、上川井瀬谷1号線を南下いたしまして、その後、上川井瀬谷2号線という道路、その下を通ってまいります。途中で、公園・防災地区のところ、下の方に水色の河川の凡例で明記してはありますが、そこについては道路ではなくて、通常の河川の形態というところがございます。

【宮澤委員】 当然、今、御説明があったところは、自然再生をするというところでしたから、当然道路なんかできないのは分かるのですが、こちらから東側、あの公園ゾーンをいわば二分するように、相沢川の暗渠部分の表示があって、その表示が、この図によると、上川井瀬谷1号線の道路の延長のように見えるのです。これはこの道路計画というのを前提にした今回の計画になるのかというのが質問です。わかりますか。

今、自然再生をするところの東側にもう1本、公園ゾーンを縦断する、二分する形で暗渠部分を書いてあるのですが、そこがこの図だと上川井瀬谷1号線の道路の延長のような表示の仕方なのです。ここに道路が通るということは私も認識がなかったものですから、これについてはどうということなのかということで御説明いただきたい。単なる切り回しの延長の印なのか、それともその上川井瀬谷1号線の延長の印も同時に兼ねているのかというところを教えてください。

【奥会長】 そこを明確にしてくださいということですので、御回答をお願いします。

【事業者】 確認でございますが、今画面ポインターで示している(スライド5ページの「広域防災拠点」の表記の「点」の下側の破線を示して)この辺りがどうなっているのか、あるいは(スライド5ページの「公園・防災地区」の表記の下側の破線を示して)こういうルートがどうなっているのかというような御質問でよろしかったでしょうか。

【宮澤委員】 そういうことです。

【事業者】 こちら(スライド5ページの茶色の破線の凡例で区画1号線と区画2号線で分岐したうちの東側)については、(旧上瀬谷通信施設地区土地) 区画整理事業で、道路の上川井瀬谷1号線の計画が、この八王子街道の方からずっと下ってきまして、こちら(スライド5ページの茶色の破線の凡例で上川井瀬谷1号線と上川井瀬谷2号線で分岐したうちの東側の破線が東西方向に折れる部分)で、今度は東西方向になりまして、この環状4号線に至る部分こままでが、上川井瀬谷1号線の、区画整理上の道路計画となっております。

相沢川の切り直しにつきましては、この部分(土地区画整理事業実施区域の境界の茶色の破線を示して)から市道五貫目第33号線、それから上川井瀬谷1号線の下を通過して、ここ(スライド5ページの茶色の破線の凡例で上川井瀬谷1号線と上川井瀬谷2号線で分岐する部分)で二つに分岐をいたします。一つは先ほど申し上げたような上川井瀬谷2号線の下を通過してこの縦の区間が再生をするエリア、もう一つは、このさらに上川井瀬谷1号線をずっとそのまま行きます、この部分(スライド

5 ページ南側の破線が合流する部分) までずっと暗渠でいくというような計画になってございます。

従いまして、宮澤委員の御質問に対するお答えとしましては、こちらの部分(スライド5ページの「広域防災拠点」の表記の「点」の下側の破線)も今現在、道路の計画となっているという状況でございます。

【宮澤委員】 そうだとするとですね、先ほどの渋滞とか交通量予測の問題なのですが、けれども、確かに東名高速道路町田のインターチェンジとの絡みも大きいのですが、さらにそれに広がって、こちらの部分(スライド5ページの「広域防災拠点」の表記の「点」の下側の破線)も通り抜けとか何かを考えられなくもないのではないかと思いますので、交通量予測としてはここもやらないと、やはり実態を十分に反映することにならない。予測することにならないのではないかと思いますので、こちらについても、交通量予測とか、そうした問題を扱ってほしいというのが私の希望です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。今の点、いかがですか。

【事業者】 委員がおっしゃるとおり、インターチェンジの交通量を予測、推計していく上で、この辺りも当然必要になってくるかと思っておりますので、そこも含めた検討を今後してまいりたいというふうに考えています。

【宮澤委員】 さらに意見を言わせてもらいますと、この部分は、この開発で最後に残った自然度の高い部分なのです。そういう意味では、この部分の道路を使うということは、もっと大きな、先ほどの畑以上に生物の移動をかなり妨げる、かなり大きな障害物になりますので、個人的には、ここは防災時以外は基本的には供用しないというぐらいの運用が必要な部分ではないかと思っております。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。では、田中修三委員お願いします。

【田中修三委員】 私の方から土壤汚染に関連して要望と質問をしたいと思っております。スライドの13番を見せていただけますか。ここに書いてありますが、指定の197です。この土壤汚染対策法に基づく指定の197が、赤線で囲った範囲の一部ということで、かなり広い範囲の中のどこなのということはこれでは分かりませんので、方法書の段階でこの指定が解除されていなければ、しっかりと位置を示していただきたいと思っております。確かこの指定の197というのは、この図でいきますと、計画区域の真ん中より少し西側の方の黄色い部分ですかね。ここだったと思うのですが、一部この計画区域が指定区域と重なっている部分もありますので、位置はしっかりと示していただきたいと思っております。条例の方の指定の64ははっきりと場所は分かるわけですが、土壤汚染対策法の指定の方の位置がはっきりしないので、よろしく願いいたします。

それから意見の方なのですが、今日のスライドではなかったのですが、配慮書の2-120ページを見せていただけますか。この表2-49、これは、(旧上瀬谷通信施設地区)土地区画整理事業に関連した防衛省による調査なのですが、国有地で、指定基準の超過区画数とかそれから最大検出値が出ています。この表2-49の下に説明がありまして、土地区画整理事業実施区域内における調査においては云々とありまして、ふっ素が土壤溶出量20区画、鉛が土壤含有量2区画で超過したと書いてあるのですが、この数字とその上の表2-49の例えば鉛ですと22ヶ所、鉛の含有量

ですと 36 ヶ所が指定基準超過した区画になっているのですが、この関係が分からないので、もう少し分かりやすく説明していただきたいということ。

それから、その下のところ（配慮書 2-120 ページの第 2 段落）に、「なお」というところに「鉛及びその化合物の含有量指定基準超過された、確認された 2 区画については、既に令和 2 年度に除去が実施されている」と書いてあるのですが、先ほどの土壤汚染対策法の指定の 197 というのはこれに該当するのかわかりたいと思います。

【奥会長】 以上でよろしいですか。

【田中修三委員】 はい。

【奥会長】 3 点ございました。事業者の方、お答えお願いいたします。

【事業者】 回答を整理しますので、少々お時間いただけますでしょうか。

【奥会長】 はい。

【事業者】 表 2-49 の超過区画数とその下の記載のふっ素及びその化合物の土壤溶出量の 20 区画との違いというところがございますが、こちらについては、もう一度改めて文献の方を確認させていただきたいと思います。

【奥会長】 はい、後日ですね。では、（指定の）197 番の区域についてはいかがですか。

【事業者】 （指定の）197 の詳細な位置につきましては、今この図 2-40 の資料の出典を示してございますが、その公表されている資料を見る限り、この赤枠で囲った範囲にするというような記載がありまして、詳細の位置が公表されていないという関係からこのような表現にしているところなので、もう一度関係部署に確認させていただきたいと思っております。

【田中修三委員】 （旧上瀬谷通信施設地区）土地区画整理事業の文書では、位置が示してあったと思います。先ほど私が申し上げたところですね。今回の計画区域の内側の黄色い部分ですね、少し重なっているところ。

【事業者】 そうですね。

【田中修三委員】 そこだったと思います。

【奥会長】 では、そこは改めて確認して、どこの位置なのかを確定させてください。明確にしてください。

それと先ほどの配慮書の 2-120 ページの記述、なお書きのところについては、これに（指定の）197 番が入っているのかということですか。

【事業者】 そちらについては、こちらで収集した文献では、含まれているか含まれていないかということが、明確になってございませんので、改めて関係部署に確認させていただきたいと思います。

【奥会長】 はい、お願いいたします。田中修三委員、よろしいでしょうか。

【田中修三委員】 分かりました。よろしくお願いいたします。

【奥会長】 明らかにさせていただきます。

では、横田委員お願いします。

【横田委員】 計画段階配慮ということで、少し事業の必要性とか長期的な視点での質問を二つさせていただきたいです。まずこの旧上瀬谷地域と東名高速道路を繋ぐインターチェンジということなのですが、旧上瀬谷地域の中の将来的な土地利用における交通量の需要が分からないので、このインターチェンジの妥当性というのが評価できるのかというところが非常に疑問を感じる場所です。特に観光・賑わい地区というものの交通需要

のあり方であるとか、地域内の交通計画というものがない状態で、このインターチェンジがここに来るといふことの妥当性、それが非常に曖昧ではないかと思っています。そこにいきなりインターチェンジが来ること、逆にこの地域内の地域内道路の（道路敷の）増加を招いて、そもそも担保しようとしていた緑地が分断されるような傾向が生まれてこないのかとか、そういうような観点が今非常に重要なのではないかなと思うのです。そういうときに観光・賑わい地区が非常に大きな意味を占めるのですけれども、ここの将来の交通需要の予測なくして妥当性が評価できるのかということをお伺いしたいです。

2点目は農業振興地区についてなのですが、農業振興地区は「農業振興地域の整備に関する法律」の農業振興地域と違って、この事業の中で出てきている土地の用途のあり方だと思うのです。農業振興地区の、この土地としての担保の仕方、これが非常によく分からないのです。なぜ農業振興地区として指定したところに、いきなり高速道路で分断するのかということがよく分からないので、そこも御説明いただきたいです。以上、2点お願いします。

【奥会長】 では、事業者の方お願いいたします。非常に重要な御指摘だと思います。

【事業者】 お答えをいたします。今、委員の御指摘で、観光・賑わい地区が曖昧な中で、というようなことがございました。観光・賑わい地区については、（旧上瀬谷通信施設地区）土地区画整理事業の一環で、テーマパークを核とした賑わい施設ということで、横浜市の方で公募してございまして、それで実際に予定者が決まっているという状況で、今年の3月には、公募の事業予定者と実際に基本協定を結んで、今後事業検討するというふうになっています。

そういったことも前提にしながら、あるいは観光・賑わい地区に加えまして物流地区もございまして。そういった物流地区でも、今しっかりと検討が進められているという状況の中で、交通処理をしっかりと考えていく必要があるという中で、こういったインターチェンジの検討を進めているというものでございます。

それから、2点目、農業振興地区の土地としての担保の仕方ということでございます。私どもとして、今決まっているものの中でそこをどう担保していくかというのを答えづらい面もございまして、一方で、今私どもでやっているものについては、しっかりと公共施設として必要なため作っていくというところを考えています。そのため、東名高速道路との関係性を踏まえると、どうしてもこの中を横断していくということになってしまいますけれども、その中でどのようにして影響を、改変を最小にするかというところを検討していきたいというふうに考えています。

【奥会長】 はい、横田委員。いかがですか。

【横田委員】 1点目からなのですが、1点目はそうしますと、方法書の段階では、この観光・賑わい地区の交通需要に関する考え方も踏まえた方法書になるということによろしいのですか。

【奥会長】 はい、どうでしょうか。

【事業者】 はい、その時点での状況などもございまして、推計の中でしつ

かりそこ（観光・賑わい地区の交通需要）は反映させていきたいというふうに思っています。

【横田委員】 そのスケジュール感がきちんと見えないと、なぜ今この段階でこのインターチェンジなのか、というところが分からないと思うのです。そのスケジュール感は立っているのですか。交通計画に関して。

【事業者】 交通計画に関するスケジュール感ということではよろしかったでしょうか。

【横田委員】 はい。2027年国際園芸博覧会後の交通計画に関するスケジュールとして、きちんと交通需要予測であるとか、今後はこの道路の配置のあり方であるとか、そういうようなものというのが検討されるような中での、この話なのですか。

【事業者】 そこはですね、2027年国際園芸博覧会後の土地利用、先ほど申し上げたようなテーマパークを核とした云々というようなこともしつかり踏まえたものについて検討を進めているという状況でございます。

【横田委員】 もし今、具体的にできないというお話でありましたら、どこまで具体的にできるのかをきちんとしていただきたい。現段階では、観光・賑わい地区の交通量を踏まえた計画なのか否か。それをある程度明らかにしていただきたいです。そうでないと、どこまで考慮したのかという、需要のタイムスパンがよく分からないのです。お話だと、広域防災拠点があるからというようなお話になっているのですけれど、決してそういう目的だけではないはずですよ。ですので、どこまでをスコープにしたアセスなのかは、きちんとしていただきたいと思います。今の段階でもどこまでがスコープなのかは、お示しいただきたいと思います。

2点目の農業振興地区ですけれど、農業振興地区にも公益性があるはずで、なぜ道路というものだけで公益性の議論になるのかが少し不明瞭だと思います。「緑の10大拠点」ですし、農地と緑地を一体的に保全していくことが期待される地区ですので、そこで農地を高速道路に転用ということが進んだら、この農地は地区内道路が分断していく。その後、また宅地に転用されるなど考えられてしまうので、やはりそれはきちんと理屈立てをしていただきたいと思います。農業振興地区の中で、どういうふうに西側の土地（農業振興地区）を考えているのかですよ。どのように担保しようとしているのかをお示しいただきたいと思います。これは方法書の中でも、やはりこの農業振興地区のあり方というものが具体的に示されることを期待しております。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。今の御指摘に対して、現段階で事業者の方、今後の対応の方向性についてお答えございますか。

【事業者】 1点目の御質問でございますが、観光・賑わい地区の交通需要というものを見据えているのか、含んでいるのか、いないのかというところでございますが、ここについては、今そこも含んでいるといった現時点でのお答えでございます。

それから2点目については、整理が必要かなというふうには思っていますので、方法書までの段階で少し整理をさせていただいて、お答えをさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

【奥会長】 はい、お願いいたします。では、稲垣委員どうぞ。

【稲垣委員】 先ほど藤倉委員や会長の御発言にもあったのですけれども、事業目的の広域防災拠点について少しコメントさせてください。

まず、今回ここが広域防災拠点だった場合、横浜市の拠点ではなくて、県ですとか首都圏といった広域の中での拠点としての機能が求められるはずです。例えば、道路だけではなくてヘリポートの整備みたいなものが求められる可能性もあるでしょうし、そうすると非常に広大なスペースが必要になるですとか、あとは救急医療拠点としての機能も持つ場合は、近隣病院とのアクセス性も求められるはずです。その他にも緊急物資の荷捌きですとか、復旧活動のベース拠点となるといった場合に、この公園内でのオープンスペースと道路との関係なども含めて検討されることになると思いますので、公園整備計画にも大きく影響するはずですから、改めてどのような機能を有するのか、後日具体的に明示いただきたいと思っています。

最後に1点だけなのですが、若干細かい話になるのですが、配慮書の1-10ページのところに、本市で初めてとなる広域防災拠点の整備が検討されており云々という一文があるのですが、この文章を読むと市のための拠点というふうな文章に読めてしまうので、広域防災拠点になった場合は、あくまでも少し市の外、隣接する大和市や町田市ももちろんなのですけれども、広域の中での拠点としての機能が求められるはずなので、このあたりの文章も少し危機管理課などとも相談いただきながら、修正いただいた方が良いのではないかと思います。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。広域防災拠点については、事業者の方というよりは、事務局にしっかりと確認をしていただいて、そもそもどういった機能や整備をしていくということになるのか、その辺はまた後日、情報提供いただくということでもよろしいでしょうか。

【事務局】 事務局でございます。事業者の方から現時点でお答えできる範囲について答えたいということです。

【奥会長】 そうですか、分かりました。

【事業者】 現時点での回答をさせていただきます。先ほども少し申し上げたのですが、この広域防災拠点については、今、横浜市の中で新たな防災戦略というものを検討してございまして、その中で位置付けていくというような性格のものでございます。ですので、基本的にはこの広域防災拠点というのは横浜市の中を対象にしているというふうに聞いてございます。

ただ、横浜市の中、オンリーなのかと言われると、そこは防災拠点という性格上、もっと広く広域というところの連携をどうするのかというのは、おそらくこれからの議論になってくるのではないかとこのように考えています。

また、この広域防災拠点の配置する機能として今、考えられているのが、応援部隊、有事の際の例えば自衛隊ですとか、警察、消防、そういった横浜市の外から応援に来ていただけるような部隊の一時駐屯拠点といったもの、それと緊急物資の集積拠点、あるいは緊急物資をしっかりと集積する拠点としての機能をベースに今考えているというふうに聞いています。ですので、救急医療拠点というものが現在議論の俎上になっているかということとは把握していませんが、先ほど申し上げたような2つ

の機能が大きな目的というふうに聞いています。

【奥会長】 はい、稲垣委員。

【稲垣委員】 御説明、ありがとうございました。まだ検討中ということだと思いますので、また改めて、具体的な内容を資料とともに御提示いただけたらと思います。

【奥会長】 ありがとうございます。今の点、お願いいたします。
では、上野委員お願いします。

【上野委員】 騒音・振動の影響のところで、37、38 ページのスライドで、環境影響に対しての低減ということを書きいただいているのですが、藤倉委員からも案の優劣が少し分かりにくいというような話も出てきました。これは圧倒的にやはり案①、案②の影響が大きいと思います。東名高速道路からの接続部分のあたりに、10 階建て以上の集合住宅があると思いますので、そこに対しての生活環境という意味では、非常に影響が大きいと思います。遮音壁の設置等ということを書きいただいているのですが、見下ろせるような位置関係もあって、通常の遮音壁ではほとんど効果が見込めないような状況も出てくるかと思っています。その辺を慎重に評価をしていけるようなことをぜひお願いしたいと思っています。今の段階ではこういう記述になっていて、ここから先の方法書でということなのかもしれないのですが、是非（慎重に評価を）お願いしたいと思ひまして発言させていただきました。

【奥会長】 ありがとうございます。今の点、非常に重要だと思います。すぐ東名高速道路の脇に市営住宅が建っていますよね。複数棟建っていますので、それへの影響というところも重要な視点だということですが、事業者の方、いかがですか。

【事業者】 お答えいたします。今御指摘いただいたような視点も含め、今後、方法書等の段階でお示ししてまいりたいというふうに考えています。

【上野委員】 ありがとうございます。よろしくお願いします。

【奥会長】 複数案検討されるということであれば、廃棄物、動植物から、それから生活環境への影響というものを、それぞれの案でしっかりとできるだけ定量的に評価していただいて、その結果をお示しいただいた上で、この案に絞り込んだという説得力のある御説明が必要だということですので、そこは是非お願いいたします。

他はいかがでしょう。追加でございますか。非常にいずれも重要な御指摘を多々いただきました。よろしいでしょうか。

他にないようでしたら、事業者の方との質疑応答はここまでとさせていただきますが、よろしいですか。では、事業者の皆様どうもありがとうございました。御退室をお願いいたします。

【事業者】 ありがとうございました。

オ 審議

【奥会長】 それでは、審議に入ります。

配慮書の段階では諮問答申という形ではなく審査会の意見を聞くということになっておりますので、審査会の意見を聞いた上で配慮市長意見書を作成するということになります。ここで追加の御質問や御意見がございましたら、お願いいたします。大丈夫でしょうか。

【事務局】 事務局の方から少しよろしいでしょうか。

【奥会長】 はい、どうぞ。

【事務局】 御質問、御意見を多数いただきましてどうもありがとうございます。今後の進め方について一つ確認をさせていただきたいところがございます。いろいろな御質問等があったかと思うのですが、今回、配慮市長意見を作成するにあたって、御意見をいただきたいという趣旨の要素と、方法書の段階で、例えば今回案が3案示されている中で、どのような考え方で絞り込んだのかという理由を明確にするというような趣旨の御意見等もあったかと思えます。

そこでまず、いただいた御意見の中で、藤倉委員の方から最初に建設発生土という視点をきっかけに御発言があったのですが、案①から案③の環境影響の優劣を示してほしいという御意見がありました。また、広域防災拠点についての正確な記載をという御意見。会長からは（（仮称）旧上瀬谷通信施設）公園整備事業における広域防災拠点の取扱いの状況。田中修三委員からは土壌汚染の区画についての確認。横田委員からは2027年国際園芸博覧会後の交通計画や農業振興地区の考え方について現時点で示せる内容を示してほしいということ。稲垣委員からは広域防災拠点がどのような位置付けなのか、首都圏や県を含めた機能があるのであれば具体的に示してほしい、というようなところをいただいています。上野委員からは、集合住宅への影響が大きいのでこれに関しては方法書の段階で示してもらえたらというような御発言があったかと思うのですが、この中で市長意見を形成するにあたって、特にあらかじめ示すべき御意見というものがどのようなものなのかというのを御確認させていただきたいです。

事務局としましては、まず3案の環境影響への優劣、配慮事項多数ございますので、そこで広い範囲でまずそれぞれの影響がどうなのかというのを示させていただいた上で補足説明をしてもらい、それを踏まえた上で、配慮市長意見に関する審査会からの御意見をいただくという形にしては思っているところですが、いかがでしょうか。

【奥会長】 今回の御提案は、もう一度事業者の方に3案について環境影響評価項目の観点から整理していただいた資料を提示していただいて御説明いただいた上で、また審査会から配慮市長意見として盛り込むべき内容について、改めて御意見をいただくということで、もう一度審査会を本事業については開催するということですね。そういう御提案でよろしいですか。

【事務局】 そうです。

【奥会長】 ということでありますが、そのようにさせていただくということでもよろしいでしょうか。はい、藤倉委員どうぞ。

【藤倉委員】 はい、基本的に結構なのですが、配慮書の比較の話で、配慮書の3-3 ページから案①、案②、案③とずっと何ページかあるわけですが、「選定」というところに全部に一つ丸（○）が付いているのですが、そもそも意味が分からないのです。ここを◎、○、△なりにしたようなものを、この審査会の資料として事業者が出せるのかというところが一つあると思うのですが、そこはいかがでしょうか。

【奥会長】 はい、どうぞ。

【事務局】 事業者からこちらの選定の○の付け方として伺っているのは、配慮指針の中で求めている配慮事項が 15 項目ございますが、その配慮事項として選定するかどうかという視点です。

(配慮事項の) 具体的な検討につきましてはこれからというふうに聞いておりますので、どこまでそれぞれの配慮事項に関連するところの事業への影響の多寡というか、比較ということが出来るかという、まず定量的な比較というのは難しいのではないかと感じているところです。

です、(事業者が出せるとしても) 定性的に 3 案の相対的な比較で○をつける、○とか△なのか、というところにとどまってしまうのではないかと感じているところでございます。

【奥会長】 ただ、少なくとも定性的であれ、3 案の比較検討をした結果を示していただいた上で、改めて御意見をいただくということではいかがかということですね。

【事務局】 複数の委員から、配慮市長意見を形成するにあたって、もう少し説明が欲しいという御意見だったと考えておりますので、そのような形で進めさせていただけないかと考えているところでございます。

【奥会長】 はい。では、今、事務局から御提案があったようなやり方で、もう一度審査会で事業者の方から 3 案の比較検討結果を御提示いただいて、御意見いただくという機会を設けたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。ではそのようにさせていただきますので、事務局もそれで対応をお願いいたします。

【事務局】 承知いたしました。

【奥会長】 では、他には御意見等よろしいでしょうか。ないようでしたら本件に関する審議はこれで終了とさせていただきます。本日の審議内容につきましては後日会議録案で御確認いただきますようお願いいたします。

以上をもちまして本日予定していた議事は終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

【事務局】 本日の審議につきましては終了いたしました。傍聴の方は御退出をお願いいたします。

(傍聴者退出)

資 料

- ・川崎事業所(扇町地区)火力発電設備リプレース計画(仮)計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地からの意見(案) 事務局資料
- ・旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジ整備事業に係る計画段階配慮書に対する市長意見形成のための意見聴取について(依頼) 事務局資料
- ・旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジ整備事業に係る計画段階配慮書に係る手続について 事務局資料
- ・旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジ整備事業に係る計画段階配慮書の概要 事業者資料